2004

平成16年

2004（平成16年）
- 5月 音声認識システムを導入 52
- 5月 南部浄化センターオープン
- 9月 沼津港大型展望水門「びゅうお」オープン
- 9月 し尿処理施設「アクアプラザ」オープン
- 9月 予算・決算の特別委員会を設置 53

2005（平成17年）
- 4月 戸田村が沼津市と合併（人口21万1,244人）

2006（平成18年）
- 4月 市立看護専門学校開校

音声認識装置を導入

沼津市議会 議事録作成で効率化

沼津市議会は議事録や会議録の作成に、発言が即時に文字に変換される音声認識システムを導入する。二十日の民生病院委員会で精度の確認作業を行う。本格導入できれば、議事録の作成が時間、経費とも大幅に効率化される。

音声認識の技術は電子カルテの入力など、文字化を目的にゆっくり読み上げる場面などで利用されているが、会議など、発言のスピードが速かったり、複数の発言が交錯したりする「自由発話」の文字化は開発途上。同メディアー（東京）によると、議会でこの技術が実用化されるのは沼津市が全国で初めて。同社の研究開発に、沼津市議会は会議の録音テープや議事録を提供し、議会固有の言い回しや行政用語など、辞書の充実に協力してきた。

システムは高性能マイク、音声認識ソフトを組み込んだパソコン、修正用パソコンなどで構成。修正パソコンは議会事務局に置かれ、速記担当の職員が、パソコンに蓄積された音声を再生しながら誤変換などを画面上で修正する。

同市議会事務局によると、このシステムで、会議録の作成時間は従来の三分の一程度に短縮でき、職員の時間外手当などが縮減され、テープ起こしを外部委託する費用も不要になるという。鈴木秀郷議長は「発言確認のため審議を中断する時間が短縮されるなど、議会活性化につながる」ことが期待される」と話している。

設置作業を終えた音声認識システム
＝沼津市議会委員会室

平成16（2004）年5月20日 静岡新聞

52 全国の議会で初めて音声認識システムを導入

これまで沼津市議会では、本会議の会議録作成は外部委託し、委員会などの記録は録音音声を議会事務局職員が反訳していたが、時間的・人的負担削減を目的に、発言が即時に文字データ化される音声認識システムを平成16（2004）年に全国の議会で初めて導入した。
これにより、会議録作成に要する時間が大幅に短縮された。

予算、決算特別委を設置

沼津市議会は開会中の九月定例会から予算案、決算認定案件を特別委員会で審査することとし、本会議第三日の十五日、一般会計予算特別委員会、特別会計予算特別委員会、企業会計決算特別委員会を設置した。同市議会は一年かけて活性化策を検討し、予算、決算の審査は常任委員会に分割付託せず「議案一体の原則」を採用することになった。

予算、決算の特別委員会は提出議案を受けてその都度、設置の手続きがとられるが、委員構成は一年間、引き継がれる。今定例会には一般会計と国保など三特別会計の本年度補正予算案、水道、病院の両企業会計の十五年度決算認定案が提出されている。

一般会計予算特別委員会の委員長には滝口文昭氏が選ばれた。特別会計予算、企業会計決算の両特別委は同じ顔触れで、土屋春夫氏が委員長に就任した。

平成16（2004）年9月16日 静岡新聞

53 予算・決算の特別委員会を設置

平成16年9月定例会から、予算・決算議案についてはそれぞれ特別委員会をその都度設置して、委員会審査を行うこととした。特別委員会は各会期ごとに提出される議案に応じて設置され、この定例会では一般会計予算特別委員会、特別会計予算特別委員会、企業会計決算特別委員会が設置された。

54 戸田・松城家住宅、国の重要文化財に指定

松城家住宅は、江戸時代から主に廻船業を営み財を成した松城家の居宅として明治6（1873）年に棟上げされた。建築様式は擬洋風建築と呼ばれ、幕末から明治初期のわずかな期間にのみ建築された貴重なものであり、松城家住宅は日本に現存する擬洋風建築の中でも最初期のものとされる。

- 4月 市立小・中学校の授業に「言語科」を新設
- 7月 松城家住宅が国の重要文化財に指定 54
- 10月 会議録作成システムを導入
- 11月 沼津駅付近鉄道高架事業認可取得 55
- 12月 沼津市議会会議規則及び沼津市議会委員会条例を改正 56
  （予算・決算委員会を常任委員会に）

世の中の出来事

- 2005（平成17）年 日本国際博覧会（愛・地球博、愛知万博）開催
- 2006（平成18）年 トリノ冬季オリンピック開催

55 沼津駅付近鉄道高架事業の事業認可取得

事業主体である静岡県が沼津駅付近鉄道高架事業の事業認可を取得した。

2006

平成18年

委員会条例改正へ

地方自治法で 沼津市議会 会議規則も

沼津市議会（定数二十五）は八日、議員全体会議を開き、地方自治法の一部改正に伴う同市議会委員会条例と会議規則の一部改正案を十二日の十二月定例会最終本会議に上程することを決めた。県市議会議長会などによると、同法改正に併せた条例、規則改正は県内で初めてのケースとみられる。

改正地方自治法の議会制度にかかわる部分は、十一月一十四日に施行された。複数の常任委員会への所属制限廃止、委員会への議案提出権の付与など、任期一年）と「特別委員会」（同）の両常任委員会を新設する。

市議会委員会条例改正では、予算・決算審査にあたる「一般会計予算決算委員会」（委員定数十七、任期一年）と「特別会計企業会計予算決算委員会」などが主な内容で、議会制度の充実を法改正の趣旨としている。

議員は、従来の四常任委員会（総務経済、文教消防、民生病院、建設水道）のうち一つと、いずれかの予算決算委員会の計二つの常任委員会に所属することになる。

同市議会事務局は一定例会ごとに特別委員会を設置する現行に比べ、議事運営の効率化が図られる」としている。会議規則の改正は、委員会による議案提出や、電磁的記録による会議作成などを明文化する。

ともに来年五月一日の施行で、改選後の来期市議会から適用する予定。

同市議会は、議長経験者らでつくる「議会関係例規等検討協議会」を十一月に設置し、対応を協議していた。今後、各常任委員会の所管の調整などを進める。

平成18（2006）年12月9日 静岡新聞

56 会議規則及び委員会条例を改正

地方自治法の一部改正に伴い、充実した議会運営に向け規則及び条例を改正。改正の主な内容は、予算・決算審査にあたる一般会計予算決算委員会と特別会計企業会計予算決算委員会の両委員会を常任委員会とするほか、専決処分の要件の明確化、議長への臨時会の招集請求権の付与など。法改正に合わせた規則と条例の改正は全国に先駆けた取り組みだった。